（給与法第十条の三第一項第二号の人事院規則で定める業務）

**第四条**　給与法第十条の三第一項第二号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一　次に掲げる官職の業務

イ・ロ　（略）

ハ　内閣府審議官、防災監、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官及び地球環境審議官

ニ・ホ　（略）

二・三　（略）

（人事院規則九―一四七の一部改正）

**第八条**　人事院規則九―一四七（給与法附則第八項の規定による俸給月額）の一部を次の表により改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （給与法附則第八項第二号の人事院規則で定める職員及び年齢）<br>**第三条**　給与法附則第八項第二号の人事院規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項第二号の人事院規則で定める年齢は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める年齢とする。<br>一　次に掲げる職員　六十二歳<br>イ・ロ　（略）<br>ハ　会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣審議官のうちその職務と責任が事務次官又は外局の長官に相当するものとして人事院が定めるもの、内閣府審議官、地方創生推進事務局長、知的財産戦略推進事務局長、科学技術・イノベーション推進事務局長、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官（外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものを除く。）、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官<br>ニ　（略）<br>二　（略） | （給与法附則第八項第二号の人事院規則で定める職員及び年齢）<br>**第三条**　給与法附則第八項第二号の人事院規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項第二号の人事院規則で定める年齢は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める年齢とする。<br>一　次に掲げる職員　六十二歳<br>イ・ロ　（略）<br>ハ　会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣審議官のうちその職務と責任が事務次官又は外局の長官に相当するものとして人事院が定めるもの、内閣府審議官、防災監、地方創生推進事務局長、知的財産戦略推進事務局長、科学技術・イノベーション推進事務局長、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官（外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものを除く。）、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官<br>ニ　（略）<br>二　（略） |

（人事院規則一一―四の一部改正）

**第九条**　人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を次の表により改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （幹部職員の降任に関する特例）<br>**第七条の二**　（略）<br>2～4　（略）<br>5　法第七十八条の二第三号の人事院規則で定めるその他の場合は、同号及び前二項中「他の官職」を「現官職と同じ職制上の段階に属する官職（当該幹部職員が在職している府省等（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、各府省、デジタル庁及び防災庁並びに宮内庁及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項に規定する各機関並びに各行政執行法人をいう。以下同じ。）又は常勤の職員として在職していた府省等に置かれる官職に限る。）」と読み替えてこれらの規定を適用した場合に、第三項に規定する要件に該当し、又は前項に規定する要件に該当しないことにより、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合とする。<br>6　（略） | （幹部職員の降任に関する特例）<br>**第七条の二**　（略）<br>2～4　（略）<br>5　法第七十八条の二第三号の人事院規則で定めるその他の場合は、同号及び前二項中「他の官職」を「現官職と同じ職制上の段階に属する官職（当該幹部職員が在職している府省等（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、各府省及びデジタル庁並びに宮内庁及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項に規定する各機関並びに各行政執行法人をいう。以下同じ。）又は常勤の職員として在職していた府省等に置かれる官職に限る。）」と読み替えてこれらの規定を適用した場合に、第三項に規定する要件に該当し、又は前項に規定する要件に該当しないことにより、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合とする。<br>6　（略） |